

三豊市監査委員告示 第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年12月20日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 三宅 静雄

平成25年度

定例監査結果報告書(第1回)

三豊市監査委員

三 監 第 125 号
平成 25 年 12 月 20 日

三 豊 市 長	横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長	坂 口 晃 一 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 委 員 長	高 木 謙 一 様
三 豊 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	糸 川 均 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 三 宅 静 雄

平成 25 年度 定例 監査 結果 (第 1 回) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査の範囲	監 査 期 間
部 課 等 名			
総 務 部	総務課、選挙管理委員会事務局、秘書課、人事課、管財課、施設管理課、文書館	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月15日から平成25年10月18日まで
政 策 部	企画財政課、産業政策課、田園都市推進課、地域内分権推進課	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月18日から平成25年10月21日まで
市 民 部	市民課、税務課、人権課	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月21日
	山本支所、三野支所、豊中支所、詫間支所、仁尾支所、財田支所	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月29日から平成25年11月11日まで
環 境 部	環境衛生課、水処理課、バイオマスタウン推進課	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月18日から平成25年10月31日まで
健康福祉部	健康課、介護保険課、福祉課、子育て支援課、国保(財田)診療所	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	平成25年10月24日から平成25年11月11日まで

<p>教育委員会 事務局</p>	<p>教育総務課、学校教育課 生涯学習課、人権教育課 少年育成センター 学校給食課 高瀬町学校給食センター 豊中町学校給食センター 三野町学校給食センター 詫間町大浜学校給食 センター 仁尾町学校給食センター 財田町学校給食センター</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日 から平成 25 年 9 月 30 日まで</p>	<p>平成 25 年 10 月 29 日から 平成 25 年 11 月 11 日まで</p>
----------------------	--	---	--

第 2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、預金通帳の管理、契約事務、補助金交付事務、未収金対策、公用車の運行記録、現金取扱の手順等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第 3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討実施されるよう要望する。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した比較的軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

【改善・検討事項】

歳入の調定及び納入の通知について

普通公共団体の収入の方法については、地方自治法第231条（歳入の収入の方法）、同法施行令第154条（歳入の調定及び納入の通知）及び三豊市会計規則第14条（歳入の調定）、同規則第17条（納入の通知等）で規定されているとおり、地方交付税等法令で定める歳入及びその性質上納入前に確定できないものを除き、収入するときは、当該歳入の調定行為を行い、納入の通知をしなければならないとされている。

調定とは、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する行為すなわち債権の確定であるが、「調定の時期」、「調定額」、「納入の通知の方法」等について事務の簡素化、効率化の中においても条例、規則との整合性がなければならない。

こうした前提の上で、次のような適正さを欠く事案が見受けられたので、早急に改善・検討を要する。

《一般会計》

- ① 三豊市コミュニティバス使用料
（調定の時期、調定の額）
- ② 三豊市保育所保育料
（調定の時期、調定の額）

《介護サービス事業特別会計》

- サービス収入のうち自己負担金収入及び諸収入の雑入
（調定の時期、調定の額）

《浄化槽整備推進事業特別会計》

- 三豊市公営設置浄化槽使用料
（徴収方法の条例との整合性）

調定額の決定に至るまでには、法令、例規との整合性、所属年度、額の算定等の調査までの手続きが必要であり、調定後においてこれを変更するということが一般的にはないこととの認識を持ち調定に当たっては、当然慎重な考慮が必要であることから、全庁的に今一度、事務事業を見直し、処理方法に疑義がある場合は、早期の改善を要する。

【意見】

① 随意契約（備品購入の見積り合わせ）について

財田町デイサービスセンターにおいて、靴箱、泥落としマットの備品購入が執行されているが、市内4業者へ見積り依頼の結果、失格（期限切れ2業者）、辞退（理由不明1業者）で1業者のみの見積書の提出があり業者決定している。そして、その決定業者は、予算積算時に概算金額を依頼した業者であるとのこと。

違法性はないにしろ、行政への信頼を高め、透明性のあるより公正な執行に努めていただきたい。

② 施設使用料の納入について

通常、施設を利用しようとするものは、申請、許可、使用料の納入の一連の手続き後、施設利用になると思われる。

三豊市行政財産の使用料徴収条例第5条（使用料の納付）には、「使用を許可されたものは、使用前に使用料を納入しなければならない。」と規定されている。

三豊市都市公園条例にあるテニスコート（仁尾公園）使用料についてもすべて前納と規定されているが、実際には利用後の納付としている事例が見受けられたので、今後、適正な使用料の徴収に努められたい。

以 上